

# 建物の耐震診断・設計・改修を支援します

倉吉市では、震災に強いまちづくりを推進するために、古い基準で建築された建物の耐震診断・改修設計・耐震改修などにかかる費用を支援または補助し、耐震化を促進する制度を実施しています。

## 1 補助対象となる建物

- 1) 平成12年5月31日以前（住宅）または昭和56年以前（建築物）に建築された建物（建築基準法第9条【違反建築物に対する措置】に基づく除却、使用禁止等の措置を命じられていないもの）
- 2) 改修設計及び耐震改修については、耐震診断により耐震性が不足していると判断された建物  
\*その他、対象となる建物の要件等については窓口ご確認ください。



## 2 補助金の額


補助対象事業費 × 補助率 = 補助金の額
(診断、設計、工事にかかる費用) ※下表参照

**有料診断・除却  
耐震シェルター  
補助上限額 UP!**

	事業	要件 / 補助対象事業費（上限額）	補助率	1戸当たりの補助金の上限額
 一戸建て住宅	耐震診断	自己負担なし 無料耐震診断 <u>木造一戸建て住宅（2階建て以下、延べ床面積220㎡以内）</u> が対象 *店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含みます。	2/3	耐震診断を行う技術者（民間の建築士）を倉吉市が <b>無料</b> で派遣します。 募集期間：7/1（水）～8/31（月） 募集戸数：25戸程度 *詳しくは窓口にお問い合わせください。
		一部補助 一般診断法（図面有）： 88,000円 一般診断法（図面無）： 113,300円		59,000円 76,000円
平成12年 以前に建築 されたもの	改修設計	24万円 *R2年度に耐震改修等を行わず、改修設計のみ行う場合はご注意ください。	2/3	16万円
	耐震改修* ・ 建替え*	耐震改修 または 建替え に要する費用 *「耐震改修」の場合は、建物全体の耐震性能を向上させる改修工事が対象です。 *リフォーム等合わせて工事することも可能ですが、リフォーム費用分は補助対象外となります。	昭和56以前建築 2/3 昭和56年～ 平成12年建築 1/3	100万円 100万円
	除却*	住宅の除却 に要する費用	23%	83万8千円
	耐震* シェルター	耐震シェルター設置 に要する費用 *部屋型のものが対象。ベッド型は対象外。	23%	83万8千円

\*改修設計、耐震改修、建替え、除却又は耐震シェルター設置については、耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある」と判断されたものが対象となります。

	事業	要件	補助率	1戸当たりの補助金の上限額
 一戸建て住宅  すでに 耐震性の あるもの	屋根瓦 耐震対策	屋根の軽量化 または 屋根瓦の落下防止措置 に要する費用 木造住宅の場合・・・ ① 平成12年*以降に建築されたもの ② 平成12年*以前に建築されたもののうち、耐震診断で「倒壊の危険性が低い」と判断されたもの又は耐震改修済のもの *木造以外の場合は昭和56年。	1/3	30万円

一戸建て住宅以外の建築物 	事業	補助対象事業費の上限 (①・②いずれか低い方の額が適用)		補助率	1棟当たりの補助金の上限	
		① 面積による上限	② 1棟当たりの上限			
昭和56年以前に建築されたもの	耐震診断	$S \leq 1,000 \text{ m}^2$	3,600 円/㎡	300 万円	2/3	200 万円
		$1,000 \text{ m}^2 < S \leq 2,000 \text{ m}^2$	1,540 円/㎡			
	改修設計	$2,000 \text{ m}^2 < S$	1,030 円/㎡			
		耐震改修・建替・除却	50,300 円/㎡	工事費の23%	3/3	1800万円
		※改修・建替・除却の補助については、延べ床面積 1,000 ㎡以上、原則として3階以上など制限があります。詳しくは窓口にご相談ください。 ※建替・除却の場合、耐震改修に要する費用相当分の金額が補助対象となります。				

### 耐震改修に係る税制の優遇措置(令和2年度)

- 1 所得税(住宅) ※倉吉市の発行する証明書が必要です  
昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、工事費の一部が所得税額から控除されます。  
※令和3年12月31日までに工事が完了したものが対象です。  
※詳しくは倉吉税務署にご確認ください。
- 2 固定資産税(住宅) ※倉吉市、建築士等が発行する証明書が必要です  
昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対し、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅の固定資産税額(120㎡相当分まで)が1/2に減免されます(翌年度分が対象となります)。  
※令和4年3月31日までに工事が完了したものが対象です。  
※詳しくは、市役所税務課にご確認ください。

Q.耐震改修ってどのくらい費用がかかるの?(木造2階建て一戸建て住宅の場合)

A. 耐震改修は、100~150万円で行われることが最も多く、全体の半数以上の工事が約187万円以下で行われています。助成制度を活用することで、実際に支払う金額はさらに少なくなります。

平均的な180万円程度の耐震改修工事で、昭和56年以前の建築であれば、  
 $180 \text{ 万円} \times 2/3 = 120 \text{ 万円} \rightarrow$ 補助額100万円(上限)  
の補助を受けることができるので、自己負担は80万円で耐震化することができます。

Q.リフォームとあわせて耐震改修することもできますか?

A. 可能です。解体・復旧など重複する工事をまとめて行えるので、別々に行うより工事期間や費用面からも効率よく進められます。リフォームを検討する際には、あわせて耐震改修もお考えください。

※ただし、当補助金は耐震改修に係る費用のみが対象となりますので、ご注意ください。

よくあるご質問



【ご注意】補助金の申請は、必ず工事業者との契約や工事に着手する前に行ってください。

お問合せ先：倉吉市役所 建築住宅課(本庁舎)  
電話：0858-22-8175(直通)